議事要旨(2)試案「リース取引に関する会計基準(案)」及び試案「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」について

小賀坂専門委員より、前回(平成 18 年 6 月 13 日開催)の委員会からの主な変更点について説明があった。

- 1. ファイナンス・リースにおける借手側のリース資産の注記については、前回の委員会で、その内容(主な資産の種類等)及び減価償却の方法を説明的に記述する案と、資産の種類別の取得金額総額及び減価償却累計額総額を注記するという別案を提示したが、特に意見はなかったことから、別案は採用しないこととした。
- 2. 前回の委員会で、ファイナンス・リース取引、所有権移転ファイナンス・リース取引及び 所有権移転外ファイナンス・リース取引の判定基準の定義方法について審議したが、現 在価値基準、耐用年数基準をファイナンス・リース取引の判定基準とした上で、その内 訳として所有権移転ファイナンス・リース取引の判定基準を3つ示し、それ以外のもの を所有権移転外ファイナンス・リース取引とする方法とした。
- 3. 前回の委員会で、所有権移転ファイナンス・リースを、物件の割賦取得と同様の取引と 位置付けるのであれば、所有権移転外ファイナンス・リースと同様に、利息の定額処理 を認める余地もあるのではとの意見があった。事務局で検討の結果、所有権移転外ファ イナンス・リース取引が複合的な取引であるのに対し、所有権移転ファイナンス・リー ス取引は、一種の金融取引と考えられるため、変更は行わないこととした。
- 4. 適用指針において、適用範囲は、ファイナンス、・リース取引については、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引とし、典型的なリース取引を取り扱うこととしていると説明しているにもかかわらず、別項で、物件のリース部分と役務提供部分の区分が難しいケースの区分の方法について、適用指針では取り扱っていない、という記述になっており、矛盾しているとの指摘があったが、物件のリース部分と役務提供部分の区分が難しいケースの区分の方法について適用指針では取り扱っていないという部分は削除した。
- 5. 適用初年度の取扱いに関しては、改正前基準で必要とされていた事項の注記の内容を付録として記載した。

委員等からの主な発言とその対応は以下のとおりである。

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権及び所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産を、貸手側では、固定資産ではなく流動資産に表示することとしている理由を、会計基準案の結論の背景に記載すべきとの意見があった。事務局より、当該理由を記載したうえで公表する旨、説明があった。
- ・ コメント期限は、8月15日までとなっているが、重要な改正であるため、コメント期限 を長くとるべきとの意見及び夏期休暇に配慮すべきとの意見があった。事務局より、適 用時期を記載した公開草案として再度コメントを募集することから、約6週間の期間は 短すぎるとは考えられないが、夏期休暇に配慮することは可能であるため、コメント期 限は8月25日とする旨、説明があった。

-1 -

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・ 土地が含まれるリース取引については、今後改めて検討すべきという意見があった。事 務局も今後の検討課題として認識している旨の説明があった。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長に一任のうえ、出席した委員 11 名全員の賛成により、試案の公表が承認された。

以上